

防疫連絡会議次第

日時 令和7年10月1日（水）
15時00分～16時00分
場所 広島県庁本館 601 会議室
WEB 併用形式（Zoom）

1 開会

2 内容

（1）直近の国内及び国外における重大な動物感染症の発生状況

（2）本県の取組状況

（3）基本的な取組方針（国の提言等の確認）

3 その他

4 閉会



防疫連絡会議

令和 7 年 1 0 月 1 日 (水)

広島県農林水産局畜産課

重大な動物感染症とは（対象と対策）

鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱・・・等

～経済的損失が大、迅速対応が必要な疾病～

【原則、発生させない】

発生予防

【万が一、発生した場合】

発生農場におけるウイルスの完全死滅
他農場へ広がらない対策を迅速に実施

まん延防止

経済被害を最小限にとどめる

(例) 鶏卵価格推移



引用元 JA全農たまご（株）HP

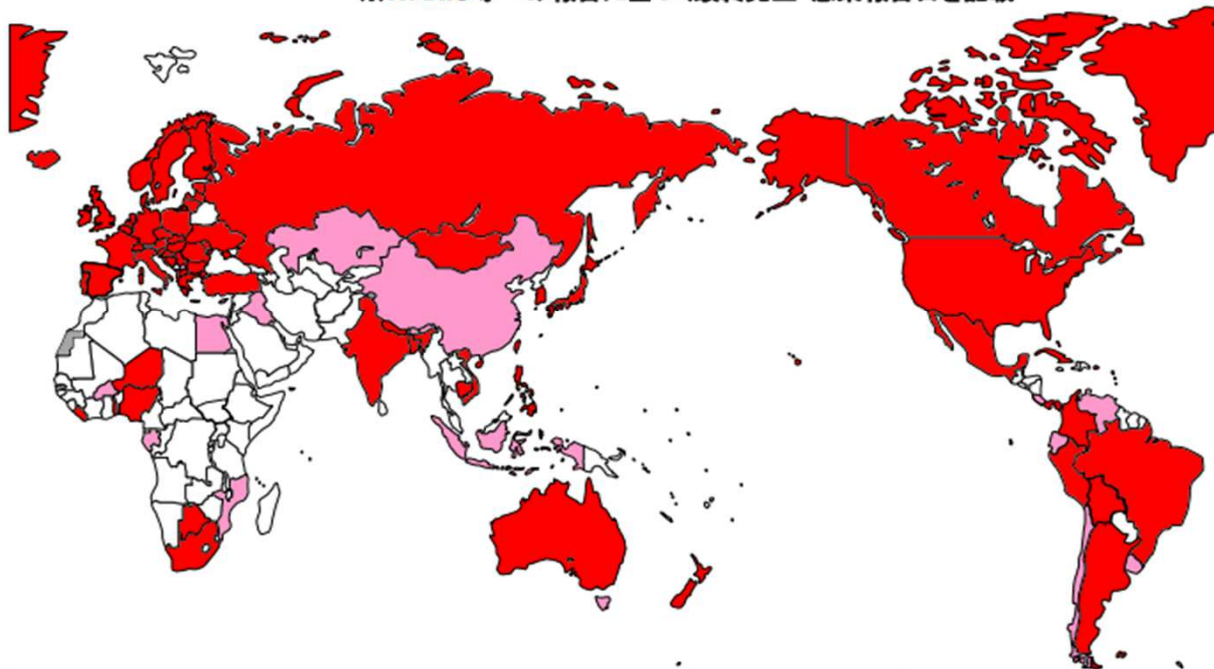
重大な動物感染症の発生状況と 発生予防の取組状況について

高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）

世界における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況(2023年9月以降)

※WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載



《アジア》			
日本	HSN1	2025.1.31	
		[2025.6.25]	
	HSN6	2024.2.10	
		[2023.12.6]	
	HSN5	2024.4.30	
韓国	HSN2	2025.4.19	
	HSN1	2025.9.12	
		[2025.3.24]	
台湾	HSN3	2024.10.2	
	HSN6	2024.2.8	
		[2024.2.6]	
香港	HSN1	2025.9.16	
		[2025.3.14]	
イスラエル	HSN1	2024.11.15	
	HSN1	2025.1.19	
フィリピン		[2025.2.5]	
	HSN8	2025.3.31	
	HSN1	2025.4.4	
ベトナム		[2025.3.28]	
	HSN2	2024.11.19	
	HSN9	2025.4.15	
インド	HSN1	2025.4.3	
		[2024.9.8]	
カンボジア	HSN1	2025.7.15	
		[2025.3.5]	
ブータン	HSN1	2025.8.6	
		[2025.2.3]	
中国	HSN1	2024.8.29	
	HSN1	2024.5.11	
イラク	H5	2024.5.25	
	HSN6	2024.6.13	
インドネシア	HSN1	2024.5.11	
	HSN1	2023年下半年	
バングラデシュ	HSN1	2024.10.13	
	H5	2025.3.11	
ニューージーランド	HSN1	2025.2.22	
	H7N6	2024.11.23	

《ロシア・NIS諸国》			
ロシア	HSN1	2023.10.19	
		[2025.2.19]	
南極太	H5	2025.7.7	
	HSN1	2024.2.1	
モルドバ	HSN1	2025.3.3	
		[2025.2.5]	

《アフリカ》			
南アフリカ共和国	HSN1	2025.8.4	
		[2025.8.14]	
	H7N6	2024.7.9	
ナイジェリア	不明	2024.2.29	
		[2024.4.20]	
モザンビーク	HSN1	2025.4.21	
	H7	2023.9.29	
ブルキナファソ	HSN1	2024.3.26	
	HSN1	2024.5.3	
ガボン共和国	HSN1	2023年下半年	
	HSN8	2023年下半年	
エジプト	H5	2023年下半年	
	HSN1	2025.2.5	
ニジェール	HSN1	2025.3.19	
	H5	2025.2.20	
リベリア	HSN1	2025.2.3	
	HSN1	2025.7.25	

《南北アメリカ》			
米国	HSN1	2025.8.31	
		[2025.3.18]	
メキシコ	H5	2025.4.10	
		[2025.5.29]	
エルサルバドル	H7N9	2025.3.8	
	HSN1	2024.12.19	
コロンビア	HSN1	2025.9.8	
	HSN1	2025.7.1	
ベネズエラ	HSN2	2024.11.16	
	HSN5	2025.1.15	
ペルー		[2025.4.1]	
	H5	2024.7.1	
コスタリカ	HSN1	2024.7.26	
		[2025.4.1]	
ウルグアイ	H7N3	2024.5.7	
	HSN2	2024.3.6	
アルゼンチン	HSN1	2024.2.27	
		[2023.11.14]	
ブラジル	HSN1	2024.12.25	
	H5	2023.9.19	
チリ	H5	2025.5.16	
		[2025.2.13]	
パナマ	H5	2023.10.11	
	H5	2023.10.4	
ボリビア	HSN1	2025.8.30	
		[2023.12.24]	
	H5	2025.7.14	
		[2024.1.12]	
	不明	2025.8.17	
	HSN1	2025.7.24	
		[2025.7.17]	
	HSN1	2023.12.14	
	HSN1	2025.1.21	
	HSN1	2025.8.22	

《オセアニア》			
豪州	H7N3	2024.6.23	
	H7N9	2024.5.22	
ニュージーランド	H7N8	2025.2.22	
	H7N6	2024.11.23	

■ : 2024年8月以前に継続発生又は新規発生が報告があった国・地域
(2024年9月以降は発生報告なし)

■ : 2024年9月以降に継続発生又は新規発生が報告があった国・地域

2025年9月22日現在

出典: WOAHP

※[]は野鳥及び愛玩鳥等における感染事例を示す。
※本図は感染事例の報告の有無を示したもので、
その後の清浄性確認については記載していない。
※型別に最新の発生事例を記載
※白色の国、地域であっても継続感染等により報告されていない可能性もある。
※WAHIS(World Animal Health Information System)とは、
WOAH(国際獣疫事務局)が提供する動物衛生情報システムである。

韓国における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

韓国の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況 (2025年9月以降)

2025年9月13日時点
農林水産省動物衛生課

出典: 韓国農林畜産食品部

京畿道				
(1) 2025.9.12	坡州市	肉用鶏	3,100羽	H5N1(高病原性)

2025年9月12日



高病原性鳥インフルエンザの発生状況(確定)

月	事例数	殺処分羽数(羽)
9月	1	3,100

韓国の家きんにおけるHPAIの月ごとの発生件数推移

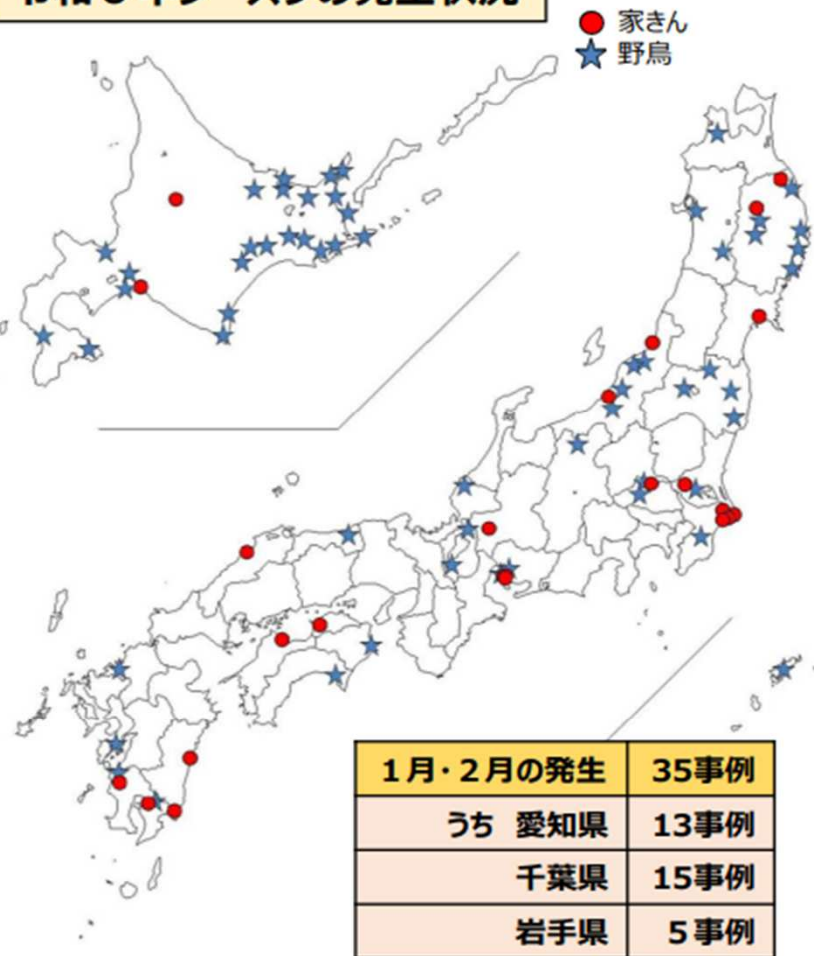
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
R4(2022)	0	3	24	29	7	6	2	4	0	0
R5(2023)	0	0	1	24	5	1	0	0	1	0
R6(2024)	0	1	4	14	12	4	8	4	1	3
R7(2025)	1									

- (注)
- 農林水産省にて発生報告ごとに累計(予防的殺処分等は含まず)
 - 事例数等は病原性が確定した事例のみ記載
 - 日付は症状が確認された日または検体採取日(赤字は更新箇所及び最新情報に基づいた修正箇所)
 - N型未記載は、未公表又は未確定
 - 低病原性鳥インフルエンザは、H5又はH7型であって高病原性鳥インフルエンザでないものを意味し、H9型等の鳥インフルエンザは含まない
 - 韓国での表記によらずカモ科の家きんはすべて「あひる」としている

国内におけるHPAI発生状況

- 令和6年シーズンの初動は、家きんでは過去最多の発生となった令和4年シーズンに匹敵するペースで発生。
- その後、令和7年1月に発生が急増。特に、愛知・千葉・岩手3県の養鶏の集中地域における連続発生が顕著。

令和6年シーズンの発生状況



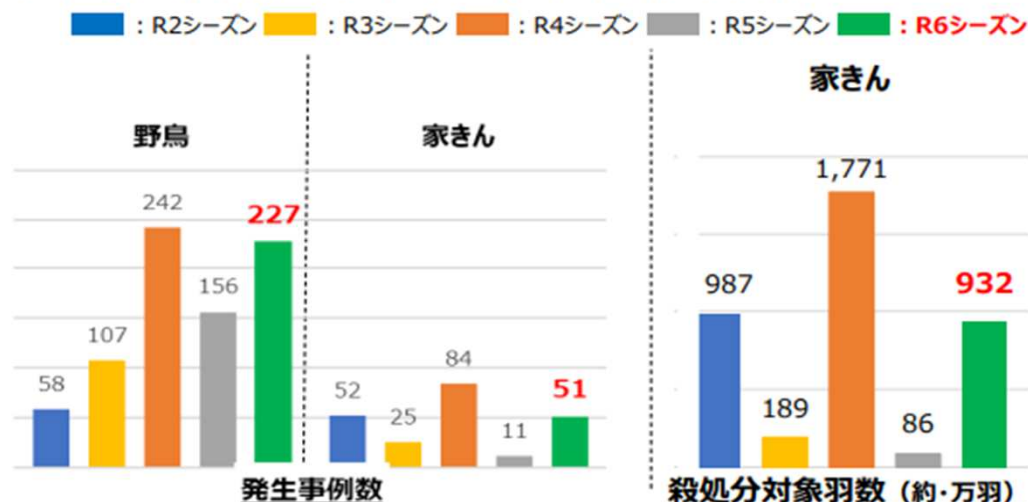
過去シーズンとの比較

(1) 初発、最終確認日

		R2シーズン	R3シーズン	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月20日	4月30日	6月17日
家きん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	2月1日

(注) 野鳥の日付は回収日

(2) 発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数



(注) 野鳥における発生事例数は環境省HP参照

鳥インフルエンザ対策パッケージ

○ 今シーズンの疫学調査の結果も踏まえ、地域の連続発生に的確に対処し、殺処分による影響をできるだけ減らすため、来シーズンに向け、以下の対策パッケージを打ち出した。

I 飼養衛生管理の強化

- 養鶏集中地域や過去続発地域をあらかじめ指定し、地域ぐるみでの野鳥対策や発生時の速やかな消毒対応等を実施
- 過去の調査報告も踏まえ、続発の一因と考えられる塵埃対策等を飼養衛生管理基準に新たに位置付け
- 再発農家への改善確認の強化、飼養衛生管理に不遵守が見られた場合の手当金減額率の見直し
- 指導に従わない農家への法的な指導や勧告の実効性向上
- 飼養衛生管理基準への段階評価の導入

II 分割管理の推進

- 分割管理に取り組む場合の対応を法律に基づく飼養衛生管理基準に位置付け
- 大規模農家での分割管理の検討を義務付け
- 導入を促進するため、一定の衛生管理や経過観察を行うことを条件に、分割管理の運用の見直し

III ワクチン接種の検討

- 効果の高い新技術ワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、予防的ワクチン接種の導入に向けた検討を開始

IV まん延防止に向けた防疫措置の見直し

- 民間事業者の活用が進むよう、事業者のリスト化、研修の実施、事前の協議等を促進

鳥インフルエンザ対策パッケージ

○ 今シーズンの疫学調査の結果も踏まえ、地域の連続発生に的確に対処し、殺処分による影響をできるだけ減らすため、来シーズンに向け、以下の対策パッケージを打ち出した。

I 飼養衛生管理の強化

- 養鶏集中地域や過去続発地域をあらかじめ指定し、地域ぐるみでの野鳥対策や発生時の速やかな消毒対応等を実施
- 過去の調査報告も踏まえ、続発の一因と考えられる環境対策等を飼養衛生管理基準に新たに位置付け
- 再発農家への改善確認の強化、飼養衛生管理に不備が見られた場合の手当金減額率の見直し
- 指導に従わない農家への法的な指導や勧告の実効性の向上
- 飼養衛生管理基準への段階評価の導入

大臣指定地域

II 分割管理の推進

- 分割管理に取り組む場合の対応を法律に基づく飼養衛生管理基準に位置付け
- 大規模農家での分割管理の検討を義務付け
- 導入を促進するため、一定の衛生管理や経過観察を行うことを条件に、分割管理の運用の見直し

III ワクチン接種の検討

- 効果の高い新技術ワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、予防的ワクチン接種の導入に向けた検討を開始

IV まん延防止に向けた防疫措置の見直し

- 民間事業者の活用が進むよう、事業者のリスト化、研修の実施、事前の協議等を促進

広島県における大臣指定地域（案）

- ・対象地域①「再発リスクが高い地域」を指定
 - ・令和4年シーズンの発生農場6戸を中心とした半径10km以内に位置する1,000羽以上飼養の養鶏場が存在する地域
- 対象戸数：22戸

対象農場が存在する地域（市町）
東広島市、安芸高田市、三原市、世羅町、三次市

広島県HPAI発生状況

発生年度	発生市町	発生日	殺処分 終了日	防疫措置 完了日	殺処分羽数	初発 都道府県	最終発生 都道府県	発生件数 (都道府県数)
令和2年度	三原市	R2.12.7	R2.12.9	R2.12.17	134,962	香川県 (R2.11.5)	栃木県 (R3.3.13)	52(18)
令和3年度	福山市	R3.12.7	R3.12.8	R3.12.12	30,569	秋田県 (R3.11.10)	北海道 (R4.5.14)	25(12)
令和4年度 1例目	世羅町	R4.12.16	R4.12.19	R4.12.25	113,503	岡山県 (R4.10.28)	北海道 (R5.4.7)	84(26)
令和4年度 2例目	世羅町	R4.12.19	R4.12.25	R5.1.7	186,938			
令和4年度 3例目	世羅町	R4.12.27	R5.1.4	R5.1.16	126,619			
令和4年度 4例目	世羅町	R4.12.30	R5.1.8	R5.1.17	290,415			
令和4年度 5例目	三次市	R5.1.9	R5.1.20	R5.3.20	835,032			
令和4年度 6例目	世羅町	R5.1.21	R5.1.23	R5.1.31	127,469			
令和5年度	北広島町	R6.3.12	R6.3.16	R6.3.19	80,611	佐賀県 (R5.11.15)	千葉県 (R6.4.29)	11 (10)

令和 6 年度の本県の実施状況①

令和 2 年度から 5 年度の発生を振り返り、ハード面に加え、ソフト面での対策を重要視するとともに、当該シーズンの国内発生の疫学分析・情報収集に基づく対策の強化並びに切れ目ない注意喚起を実施した。

1 当初対策（4 月～10 月：シーズン前）

- ・鶏舎入気口の点検・修繕
- ・野鳥（カラス等）対策（農場内の清掃（餌場の除去）
- ・ため池対策（野鳥忌避対策）
- ・農場自らの消毒計画の策定と励行確認・指導
- ・県作成動画研修会（4 回・7 カ国語）による衛生基本行動の従業員への浸透

令和6年度の本県の実施状況②

2 追加対策（11月～12月：例年より早い国内発生及び隣接県での発生対応）

- ・消石灰配布
- ・入気口のフィルター設置、開放鶏舎の不織布設置
- ・消石灰に加え、液体消毒液による埃の除去・消毒等
- ・年末年始の農場作業体制の点検（衛生水準・意識の低下防止）

3 強化対策（1月～2月：国内連続発生対応）

- ・農場責任者緊急会議による連続発生分析の共有
- ・従業員への動画研修会の再度の実施（衛生基本行動の再点検）
- ・県内農場防疫対策優良実例（消毒、野鳥対策等）の取りまとめ及び共有

4 注意喚起（3月：国内未発生対応）

令和 6 年度の発生予防の取組の評価

当該年度の **全国発生事例の情報収集** と
農場を含む **リアルタイムの現場共有による対策**
を実施したことが、**危機意識の持続** につながり、
本県の発生リスクを低減できたのではないかと。



令和 7 年度は

令和 6 年度の対策を基本に、
各農場において
出来ている部分の継続と
不足している部分（人、野鳥、粉塵）**を強化**する

令和7年度の発生予防の取組スケジュール

【上半期】

【下半期】

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月～

対策実例
研修会

対策振り返り
(弱点認識)

養鶏場の対策強化
(各農場で弱点の強化)

基本行動研修会(7カ国)

消石灰配布

消毒計画の見直し・継続実施

防疫連絡
会議

先手対策

情報収集
状況分析

状況に応じた
体制強化

令和7年度の発生予防の取組内容

1 農場の管理体制の再点検

自農場の対策の不足部分の強化（人／野生動物／粉塵）
農場へのウイルスの侵入リスクに応じた衛生管理体制
年末年始等の休暇時期を見据えた人員配置

2 飼養衛生管理基準の遵守徹底

従業員全員の衛生意識の維持・向上・共有
繰り返し研修、衛生管理の相互チェック
野鳥・野生動物対策（餌場の除去、忌避対策）

3 消毒計画の見直し及び確実な履行（場所、頻度の管理）

4 今シーズンの国内発生状況に応じた対策の実施

令和7年度の発生予防の取組：今後の予定

○飼養衛生管理基準の遵守徹底研修会の開催

目的 農場従業員の衛生意識水準の向上

作成した動画等の教材（7か国語）を用い10月に4回開催

○消毒計画の作成、見直し及び実施確認

農場毎に作成した消毒計画の見直し、履行確認を実施し、指導継続

○消石灰の配布

鳥インフルエンザ発生予防対策の注意喚起のため、100羽以上飼養している養鶏場
100戸に対し、10月中旬までに消石灰を配布

○情報の収集と状況分析

全国発生事例の情報収集と、農場を含むリアルタイムの現場共有による、
今シーズンの発生状況に応じた対応の推進

重大な動物感染症の原因となるものは、必ず「外部から」侵入してくる



周囲には、野鳥や野生動物といった「重大な動物感染症」の原因となるものが常に存在するという認識を持ったうえで

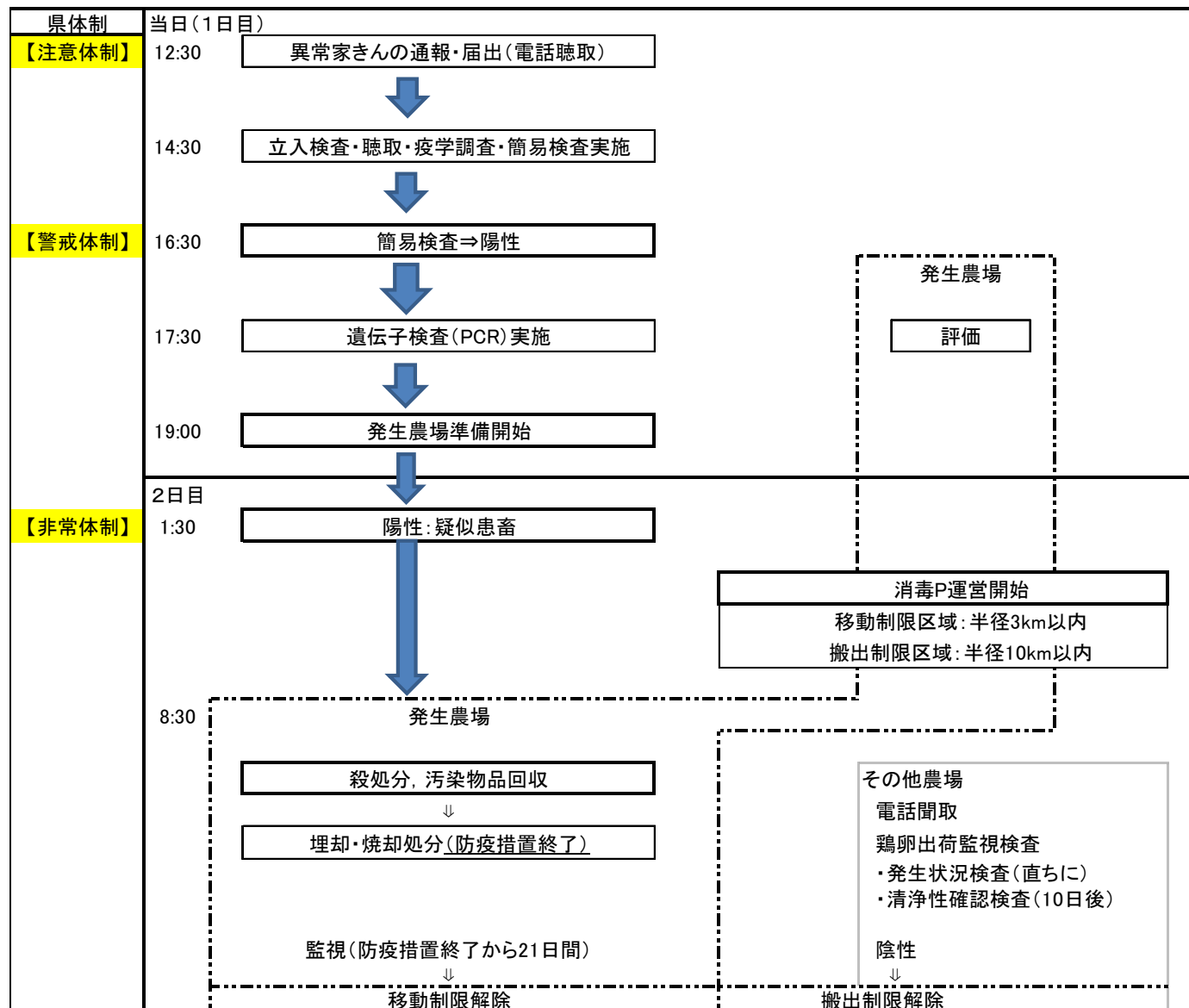


- 1 農場の中に入れない（人・動物・粉塵等の消毒の徹底）
- 2 農場に集まってくる環境を作らない（餌場や隠れられる場所をなくす）
- 3 農場全体で、この認識を共有し、みんなで取り組む

重大な動物感染症発生時の まん延防止の取組について

発生時の対応（タイムスケジュール）

○防疫対策の概要※最も早いパターン



○令和5年度のHPAI発生
民間委託による殺処分を実施

○令和7年8月20日
発生を想定した県職員の防疫演習実施



発生時の対応（広島県HPAI発生状況 動員人員状況）

（単位 人）

発生年度	延べ総数	県職員	国・市町・他 県職員	自衛隊	関係団体職員 (JAグループ)	民間委託 (殺処分)
令和2年度 (1)	3,102	2,346	103	600	53	—
令和3年度 (1)	1,374	1,324	50	—	—	—
令和4年度 (6)	20,794	15,873	960	3,653	308	—
令和5年度 (1)	2,742	1,447	6	—	—	<u>1,289</u>

発生時の対応（農場の防疫作業従事）

家さんの所有者は、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、本病のまん延を防止、つまり、当該家さんのと殺、死体の焼却、汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の防疫措置を実施する第一義的責任を有しています。

農場及び農場従業員の方は、防疫措置が円滑に実施できるよう、防疫作業への従事をお願いします。

【家畜伝染病予防法第16条（と殺の義務）（抜粋）】

次に掲げる家畜の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、直ちに当該家畜を殺さなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合には、この限りでない。

一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜

二 牛疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの疑似患畜

2 前項の家畜の所有者は、同項ただし書の場合を除き、同項の指示があるまでは、当該家畜を殺してはならない。

3 家畜防疫員は、第一項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、同項の家畜について、同項の指示に代えて、自らこれを殺すことができる。

発生時の対応（制限区域内の養鶏農場対応）

鳥インフルエンザが発生した際、ウイルスのまん延を抑えるため、制限区域（3km・10km）を設定し、区域内の移動を制限します。

それとあわせて、経済活動の早期回復の観点から、制限の対象であっても移動を可能とする例外的な措置があり、「**例外協議**」といいます。この協議は、県が国と行います。

【例外協議を行う際、事前確認する事項】

○家きん卵出荷のための検査

対象：移動制限区域内の採卵鶏農場

検査：病性判明後原則24時間以内に、遺伝子検査、抗体検査を実施（陰性確認）

○移動する対象物の出荷元/出荷先の確認

○出荷元/出荷先間の移動ルートの設定（他の農場付近の通行を避ける等）

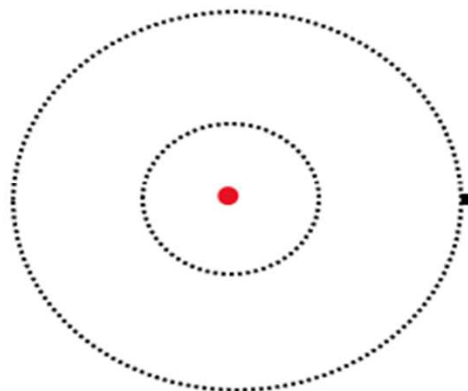
○出荷元農場の飼養衛生管理基準遵守状況（守られていることを確認）

発生時の対応（移動・搬出制限区域の制限対象の一覧）

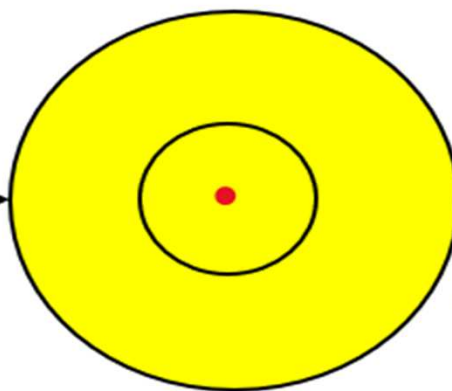
移動の制限と例外の概要 (特定家畜伝染病防疫指針)		出荷元	出荷先		
			移動制限区域	搬出制限区域	制限区域外
家きん	農場 → 食鳥処理場	移動制限区域	協議	×	×
		搬出制限区域	協議	○	協議
		制限区域外	協議	○	○
家きん卵	農場 → GPセンター	移動制限区域	協議	協議	協議
		搬出制限区域	協議	○	協議
		制限区域外	協議	○	○
種卵	農場 → ふ卵場 検査施設	移動制限区域	協議	協議	協議
		搬出制限区域	協議	○	協議
		制限区域外	協議	○	○
初生ひな (移動制限区域内 の種卵に由来する もの)	ふ卵場 → 農場	移動制限区域	協議	協議	協議
		搬出制限区域	協議	協議	協議
		制限区域外	協議	協議	協議
初生ひな (移動制限区域外 の種卵に由来する もの)	ふ卵場 → 農場	移動制限区域	協議	協議	協議
		搬出制限区域	協議	○	協議
		制限区域外	協議	○	○
死体、排せつ物、 敷料、飼料等	農場 → 焼却処理施設等	移動制限区域	協議	協議	協議
		搬出制限区域	協議	協議	協議
		制限区域外	協議	○	○

制限区域の解除の流れ

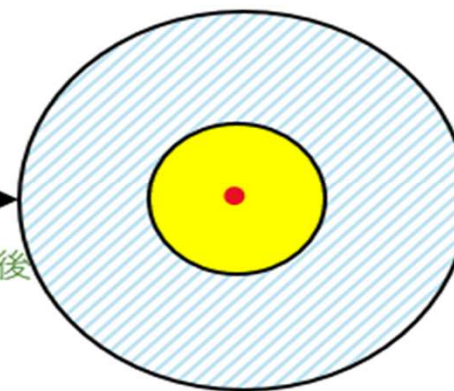
異常鶏通報～疑似患者決定



移動・搬出制限区域設定



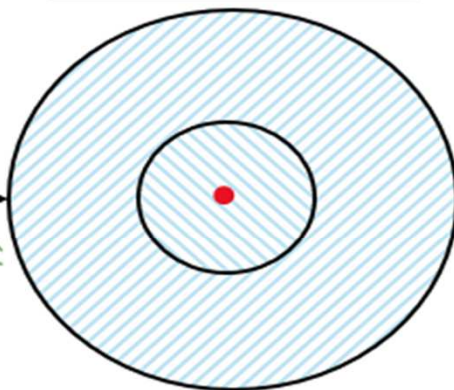
搬出制限区域解除
→監視強化区域へ



防疫措置完了後
10日

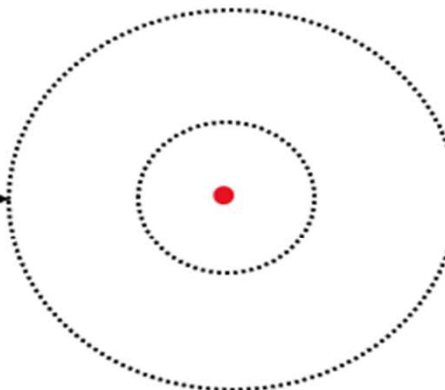
報告徴求：必要

移動制限区域解除
→監視強化区域へ



防疫措置完了後
21日

監視強化区域解除



7日

防疫措置完了後
28日

発生時の対応（補填の対象）

制限区域を設定したことにより、売上の減少や費用の増加が発生した場合は、家畜伝染病予防法第60条第2項の「費用の負担」の対象となる場合があります。

【対象とならない場合】

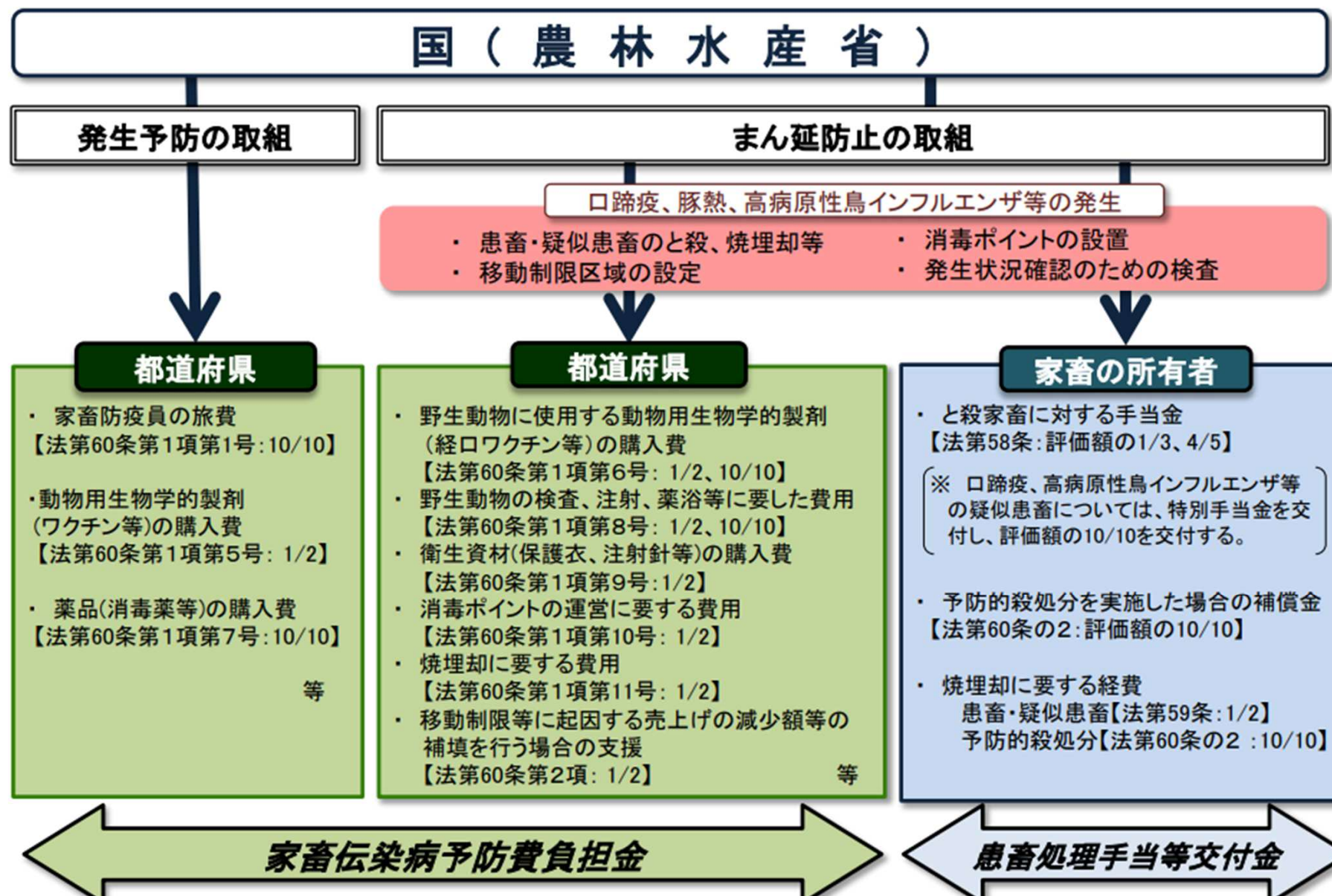
- 制限等がかかっていない期間（搬出制限区域内の移動や制限の対象外の協議（例外協議）の回答以降を含む。）の売上の減少や費用の増加
- 例外協議を行った家きんの死体
- 県独自の移動自粛要請に基づく、売上の減少や費用の増加

※対象の判断については、発生都度、農林水産省に確認を行います

【家畜伝染病予防法第60条第2項（抜粋）】

国は、都道府県が、特定家畜等（第三十二条の規定による移動又は移出の禁止又は制限がされることにより畜産経営に重大な影響が及ぶ家畜、その死体又は物品として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の所有者に対して当該禁止又は制限に起因する特定家畜等に係る売上の減少額又は飼料費その他の保管、輸送若しくは処分に要する費用の増加額のうち政令で定めるものに相当する額を交付する場合には、当該交付した額の二分の一を負担する。

発生時の対応（経営支援対策）



発生時の対応（経営支援対策）

○家畜伝染病予防法（手当金、助成金）

○家畜疾病経営維持資金（融資）

経営再開資金（クイック融資）、経営継続資金、経営維持資金

○農林漁業セーフティネット資金（融資）

○家畜防疫互助基金支援事業

○雇用調整助成金

詳細については、農林水産省のホームページで確認してください。

[高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生に係る生産者支援対策等：農林水産省 \(maff.go.jp\)](https://www.maff.go.jp/)

家畜疾病経営維持資金（クイック融資）

対象疾病※¹の発生に伴う家畜等の処分により、経営停止などの深刻な影響を受けた畜産農家※²向けに、迅速な資金の融通※³を支援します。

貸付対象	対象疾病発生農家※ ²
貸付限度額	手当金等交付見込額(上限3億円)※ ⁴ ⇒家畜1頭羽当たりの単価×処分頭羽数
償還期限	2年以内(一括償還) 手当金等を受けたら <u>償還期限にかかわらず速やかに償還</u>
貸付金利	無利子
その他の支援	保証料免除※ ⁵
融資機関	○民間金融機関 農協、銀行、信用金庫、商工中金 等

○ 家畜1頭羽当たりの単価(主なもの)

肉用牛	552,532円
乳用牛	296,822円
繁殖豚(雌)	71,936円
肥育豚	16,030円
採卵鶏	839円
肉用鶏	374円

※¹ 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の特定家畜伝染病が対象となります。

※² 発生農家であっても、都道府県に対する通報が大幅に遅延した疑いがある場合、異状が生じていたにもかかわらず出荷するなど、まん延につながる行動をとった疑いがある場合などは、対象になりません。

※³ 債務保証の利用等、個々の利用条件により異なりますが、最短で数週間から1か月を想定しています。

※⁴ 過去の手当金等交付時の評価実績額に0.8を乗じて得た畜種ごとの1頭羽当たりの単価に処分頭羽数を乗じて計算します。

※⁵ 農業保証保険制度による債務保証を利用する場合は、農家が負担する保証料を免除します。

防疫措置を早期に終了させる・ウイルスを拡散させない取組が必要



日頃から、万が一発生した際の対応を決めておく



- 1 対応計画案の作成（防疫措置をどのように行うか）
- 2 迅速な防疫対応（農場従事者の役割分担）
- 3 再開までの道筋の検討（従業員を守る・経営再開支援メニュー）



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

関係者一丸となって、広島県の 畜産を守りましょう！！

説 論

鳥インフル感染早期化

高病原性鳥インフルエンザの家禽（かきん）での発生が年々早まり、国内での対策が急務となっている。韓国では昨年より1カ月以上早い、12日に確認された。国内でも昨年は過去最も早い10月17日が初発だった。野鳥でウィルスが見つかるシーズンとなり、警戒を強める必要がある。

政府は近年、家禽での発生と殺処分羽数が増加していることを踏まえ、防疫対策の強化を各農場などに呼びかけている。10月からは家禽の飼養管理基準を改正し、大規模農場に対して分別管理の検討を

義務付ける。農場内を複数の区域に分けて管理すること、発生しても区域単位の殺処分となるため、経営全体への打撃を抑えられる。

韓国で発生対策を急げ

分別管理の導入はあくまでも任意だが、1月には1日1件を上回るペースで感染が広がり、昨シーズンの殺処分羽数が932万羽に上ったことを踏まえ、検討してほしい。

今夏の猛暑で餌の食い付きが鈍り、秋の需要期になっても

不足感から卵の高値は続いていく。鳥インフル感染の影響が加われば、一層の高値となる恐れがある。

昨シーズンの殺処分の3割を占める320万羽超は、1月に14事例が発生した千葉県内の農場だった。県は、昨シ

鶏舎と敷地内外での散布徹底を呼びかける。同県が対策を強化する背景には、過去に発生した農場は、再び感染する可能性が高いとある。農水省によると

昨シーズンに鳥インフルが発生した農場の5%が、過去4年以内に発生していた。確率は発生していない農場の23倍に上る。ウィルスを運ぶ野鳥が集まる水田やため池などが近くにあって一因だ。

上を飼う全ての農場（約200農場）を対象に消毒薬を無償で配布し、来年3月末まで

鶏舎と敷地内外での散布徹底を呼びかける。同県が対策を強化する背景には、過去に発生した農場は、再び感染する可能性が高いとある。農水省によると

場が発生が確認されたのは、県、ウィルスがいつ、どこに侵入するか予測できない状況だけに、産地は消毒や防鳥ネットなどの侵入対策を強化しよう。従業員がウィルスを持ち込まないようにする動線対策も欠かせない。

環境省は、鳥インフルの発生時期は「海外から渡り鳥が飛来する10月ごろがシーズン開始」とみる。ただ、2024年と22年はともに9月に野鳥からウィルスが確認され、10月に家禽で発生した。

既に北海道では渡り鳥の飛来が確認され、ウィルスが持ち込まれるリスクは高まっている。早期対策、早期通報を徹底しよう。

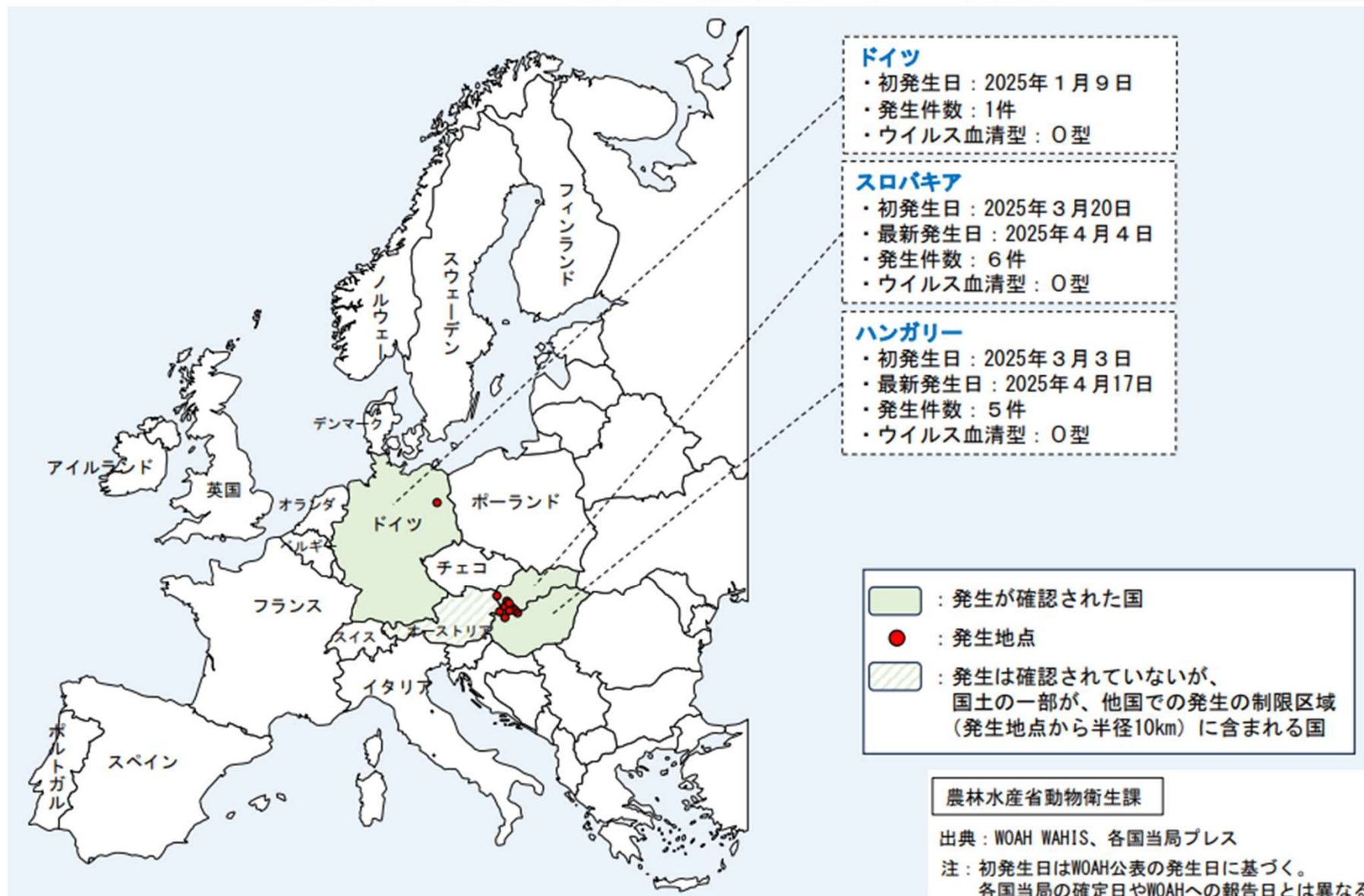
重大な動物感染症の発生状況 (口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱)

口蹄疫

欧州における口蹄疫発生状況

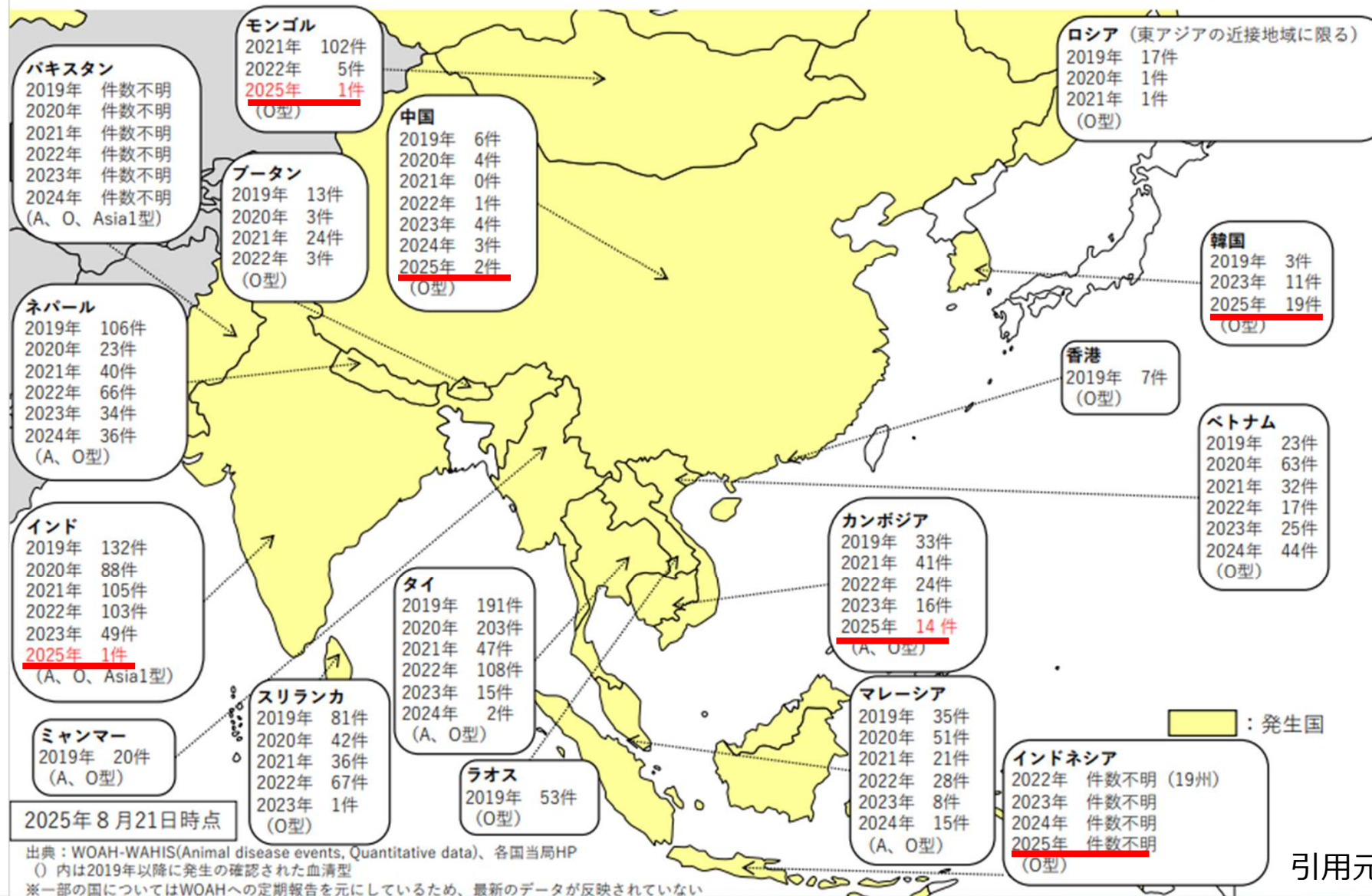
欧州における口蹄疫発生報告状況（2025年以降）

2025年4月18日時点



アジアにおける口蹄疫発生状況

アジアにおける口蹄疫の発生報告状況（2019年以降）



引用元 農林水産省HP



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

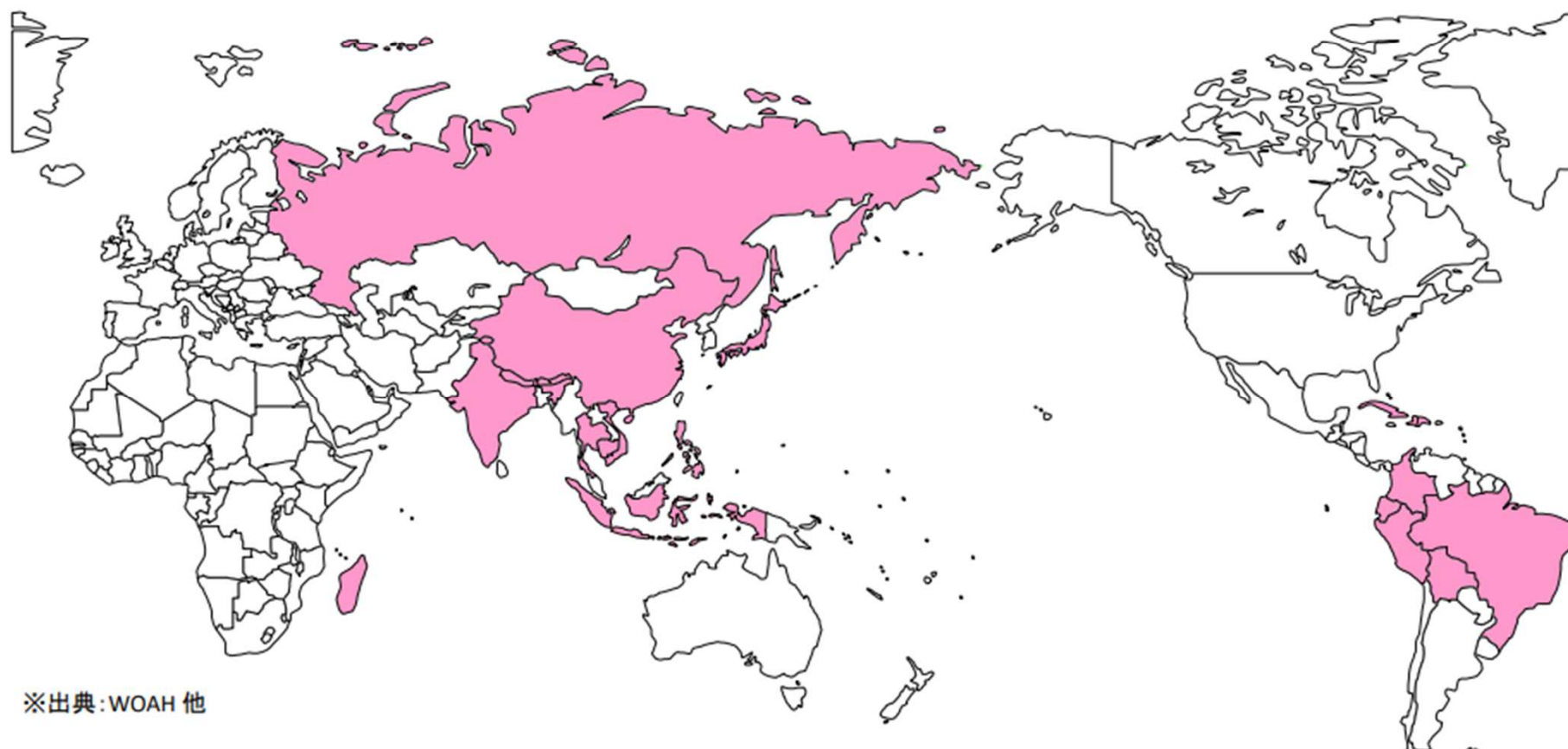
豚熱

世界における豚熱発生状況

CSFの発生報告状況

2025年6月17日現在

 = CSFの発生報告がある国(2018年1月から現在までに、WOAHに発生報告があった国)



※出典:WOAH 他

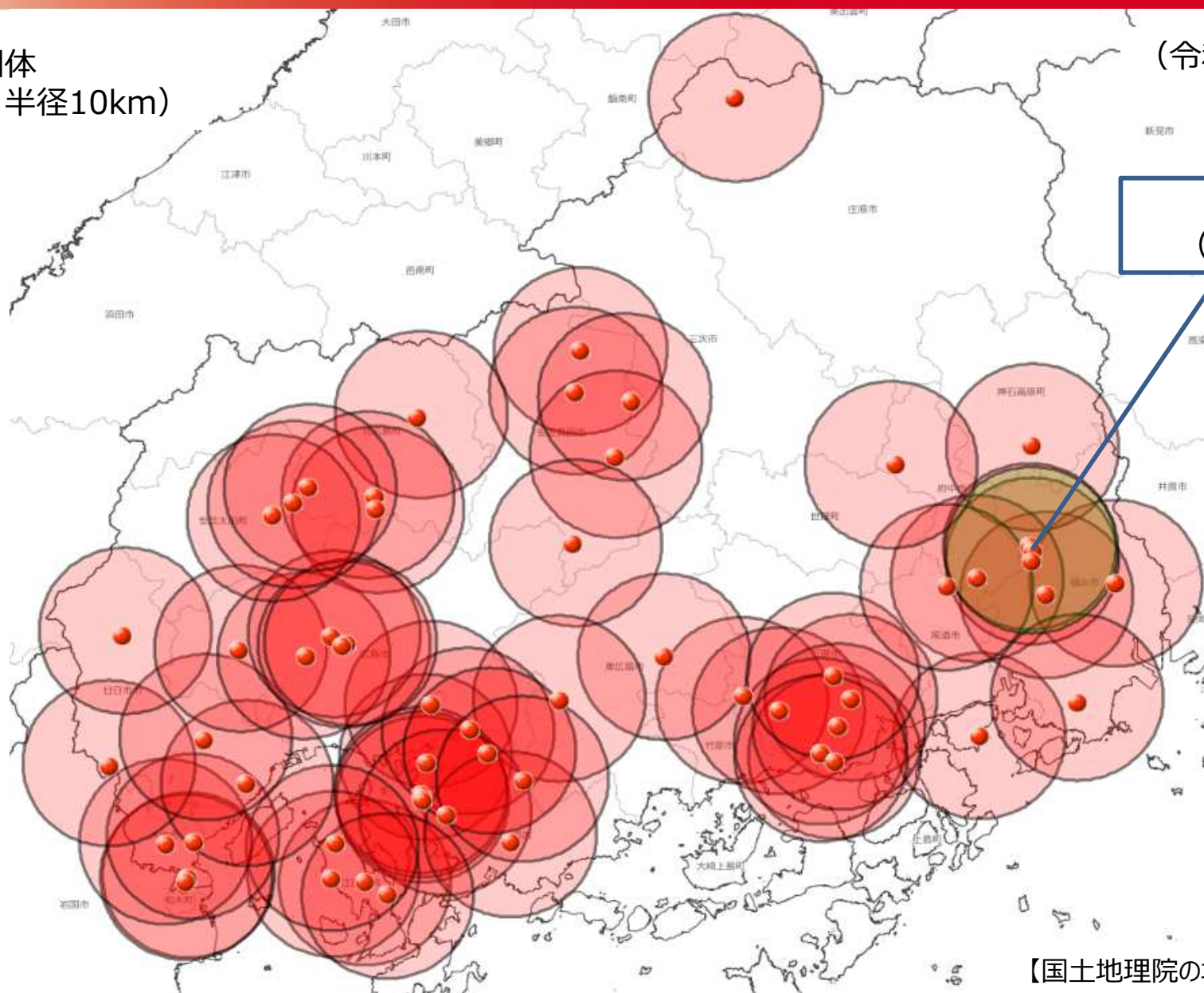
豚熱の防疫措置対応(概要)



広島県 野生イノシシ豚熱陽性確認状況

● 陽性個体
(円：半径10km)

(令和7年10月1日現在)



【国土地理院の地図をもとに広島県が作成】

アフリカ豚熱

世界におけるアフリカ豚熱発生状況

出典: WOAH等

ASFの発生報告状況

2024年10月31日時点

■ = 2005年以降WOAH等に発生・感染確認通報のあった国/地域



アフリカ(31か国・地域)

アンゴラ
ベナン
ブルキナファソ
ブルンジ
カメルーン
カーボヴェルデ
中央アフリカ
チャド
コンゴ民主共和国
コンゴ共和国
コートジボワール
ガーナ
ギニアビサウ
ケニア
マダガスカル
マラウイ
モーリシャス
モザンビーク
ナミビア
ナイジェリア
ルワンダ
セネガル

南アフリカ共和国
タンザニア
トーゴ
ウガンダ
ザンビア
ジンバブエ
マリ
シエラレオネ
ガボン

アジア(20か国・地域)

中国
モンゴル
ベトナム
カンボジア
香港
北朝鮮
ラオス
ミャンマー
フィリピン
韓国
東ティモール
インドネシア
インド
マレーシア
ブータン
タイ
ネパール
シンガポール
バングラデシュ
スリランカ

ヨーロッパ(28か国・地域)

アルメニア
アゼルバイジャン
ジョージア
イタリア
ロシア
ウクライナ
ベラルーシ
リトアニア
ポーランド
ラトビア
エストニア
モルドバ
チェコ
ルーマニア
ハンガリー
ブルガリア
ベルギー(※2)
スロバキア
セルビア
ギリシャ

ドイツ
北マケドニア
ボスニア・ヘルツェゴビナ
クロアチア
スウェーデン
モンテネグロ
コソボ
アルバニア

南北アメリカ(2か国・地域)

ドミニカ共和国
ハイチ

オセアニア(1か国・地域)

ババニューギニア

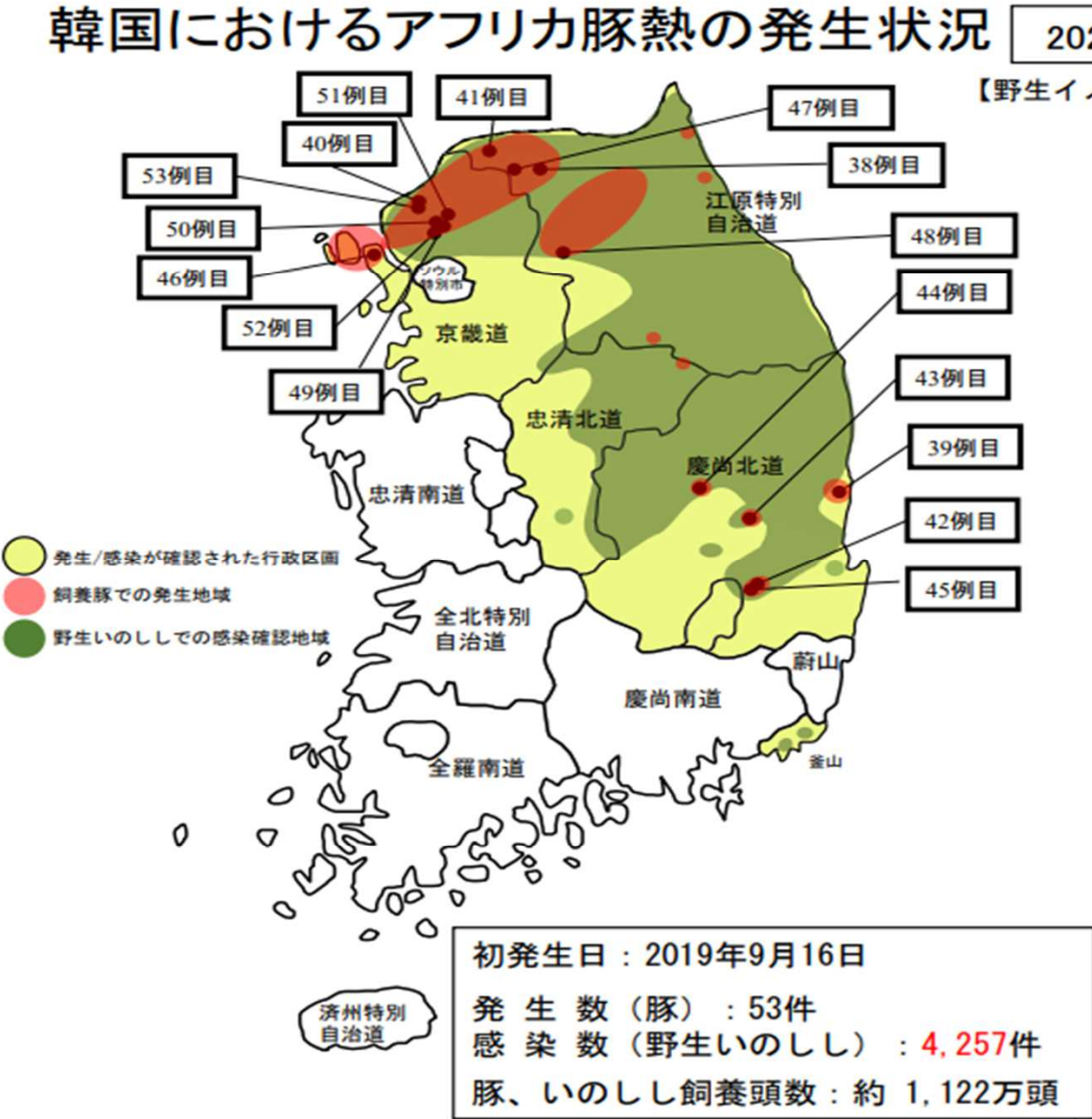
(※2) ベルギー: 2020年10月1日に感染を宣言

引用元 農林水産省HP

韓国におけるアフリカ豚熱発生状況

【飼養豚での事例】

事例	発生日	発生地域
1	2019/9/16	京畿道坡州市
2	2019/9/17	京畿道漣川郡
3	2019/9/23	京畿道金浦市
4	2019/9/23	京畿道坡州市
5	2019/9/24	仁川広域市江華郡
6	2019/9/25	仁川広域市江華郡
7	2019/9/25	仁川広域市江華郡
8	2019/9/26	仁川広域市江華郡
9	2019/9/26	仁川広域市江華郡
10	2019/10/1	京畿道坡州市
11	2019/10/1	京畿道坡州市
12	2019/10/2	京畿道坡州市
13	2019/10/2	京畿道金浦市
14	2019/10/9	京畿道漣川郡
15	2020/10/8	江原特別自治道華川郡
16	2020/10/9	江原特別自治道華川郡
17	2021/5/4	江原特別自治道寧越郡
18	2021/8/7	江原特別自治道高城郡
19	2021/8/15	江原特別自治道麟蹄郡
20	2021/8/25	江原特別自治道洪川郡
21	2021/10/5	江原特別自治道麟蹄郡
22	2022/5/26	江原特別自治道洪川郡
23	2022/8/18	江原特別自治道横浦郡
24	2022/9/18	江原特別自治道春川市
25	2022/9/19	江原特別自治道春川市
26	2022/9/28	京畿道金浦市
27	2022/9/28	京畿道坡州市
28	2022/11/9	江原特別自治道鉄原郡
29	2023/1/5	京畿道抱川市
30	2023/1/11	江原特別自治道鉄原郡
31	2023/1/22	京畿道金浦市
32	2023/2/11	江原特別自治道襄陽郡
33	2023/3/19	京畿道抱川市
34	2023/3/29	京畿道抱川市
35	2023/3/31	京畿道抱川市
36	2023/4/13	京畿道抱川市
37	2023/7/18	江原特別自治道鉄原郡
38	2023/9/25	江原特別自治道華川郡
39	2024/1/15	慶尚北道盈徳郡
40	2024/1/18	京畿道坡州市
41	2024/5/21	江原特別自治道鉄原郡
42	2024/6/15	慶尚北道永川市
43	2024/7/2	慶尚北道安東市
44	2024/7/7	慶尚北道醴泉郡
45	2024/8/12	慶尚北道永川市
46	2024/8/30	京畿道金浦市
47	2024/10/13	江原特別自治道華川郡
48	2024/11/3	江原特別自治道洪川郡
49	2024/12/16	京畿道楊州市
50	2025/1/20	京畿道楊州市
51	2025/1/28	京畿道楊州市
52	2025/3/16	京畿道楊州市
53	2025/7/16	京畿道坡州市

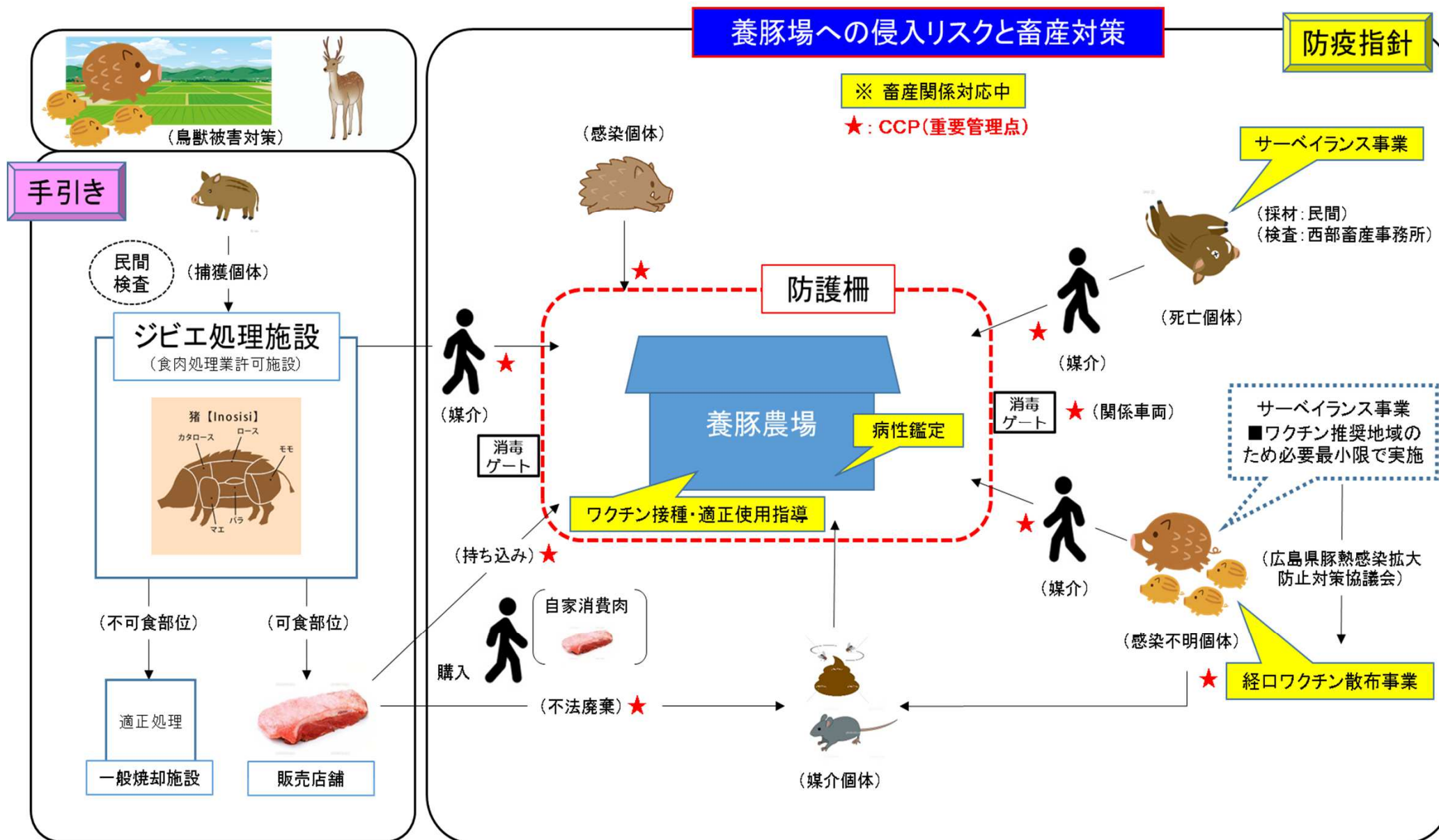


京畿道	坡州市	100
	漣川郡	423
	抱川市	94
	加平郡	62
	鉄原郡	37
	華川郡	433
	春川市	223
	横浦郡	92
	麟蹄郡	158
	高城郡	12
	寧越郡	260
	襄陽郡	36
	江陵市	111
江原特別自治道	洪川郡	63
	平昌郡	46
	束草市	1
	旌善郡	181
	横城郡	63
	三陟市	108
	原州市	83
	太白市	19
	東海市	8
	丹陽郡	202
	堤川市	137
	報恩郡	73
忠清北道	槐山郡	12
	陰城郡	1
	忠州市	115
	尚州市	128
	蔚珍郡	68
	開城郡	80
	榮州市	22
	醴泉郡	19
	奉化郡	90
	盈徳郡	124
慶尚北道	安東市	108
	英陽郡	107
	青松郡	117
	浦項市 北区	88
	永川市	61
	豊城郡	49
釜山広域市	釜山沙上区	13
	釜山西区	1
	釜山沙下区	10
	釜山金井区	1
大邱広域市	軍威郡	18
合計		4,257

※ 韓国当局公表資料を元に作成
飼養頭数: FAO統計(2021)による
※ 赤字は2025年7月17日時点から更新

引用元 農林水産省HP

豚飼養農場における取組（豚熱・アフリカ豚熱）



国による豚熱清浄化ロードマップ（令和7年6月30日策定）

【最終目標】豚熱ウイルス撲滅と飼養豚へのワクチン接種中止

【ロードマップ】その過程を5つの段階（フェーズ）に分け各段階ごとに取り組みを行う

フェーズ名	概要
0期	現在のフェーズ
I期	現行ワクチン接種豚をマーカーワクチン接種豚に置換するフェーズ
II期	感染抗体陽性豚をゼロにするフェーズ
III期	清浄国ステータス取得要件に適合させるフェーズ
IV期	清浄国ステータス取得後のフェーズ

資料 2

(疫学報告書の抜粋)

2024年～2025年シーズンにおける
高病原性鳥インフルエンザの発生に係る
疫学調査報告書

2025年7月2日

高病原性鳥インフルエンザ
疫 学 調 査 チ ー ム

2024年～2025年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書の概要について

1. 発生の特徴

2024年～2025年（以下「24/25シーズン」という）の我が国の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」という。）は、2004年10月17日に北海道で初発事例を確認し、2004年に79年ぶりに本病が発生して以降、シーズンで最も早い発生となり、また、5シーズン連続の発生となった。その後、2025年2月1日の最終発生までに、14道県で51事例が確認された。そのうち、1月2日から2月1日にかけて確認された愛知県、岩手県及び千葉県の家きん農場集中地域における続発がそれぞれ13事例、4事例、15事例の計32事例と、全体の約63%を占めた。また、51事例のうち9事例が2020年～2021年シーズン（以下「20/21シーズン」という。）から2022年～2023年（以下「22/23シーズン」という。）に発生を経験している農場における再発であった。加えて、20万羽以上の家きんを飼養する農場において17事例の発生（採卵用うずら農場1事例を含む）があり、20/21シーズン、22/23シーズンと同様、大規模農場において多くの発生が確認された。

野鳥については9月30日に北海道のハヤブサで本病の感染を確認して以降、6月25日時点で19道県227事例が確認されている。過去最大の感染確認事例数を確認した22/23シーズンに次ぐ大規模な感染がみられたことから、今シーズンは、本病過去最大の発生数を記録した22/23シーズン同様、全国的に長期間にわたり家きん農場への本病ウイルス（以下「HPAIV」という。）の侵入リスクが極めて高い状態にあったと考えられた。

2. ウイルスの特徴

家きんの発生事例の分離HPAIVは、全てH5N1亜型であり、HA遺伝子の解析の結果、これら51事例の分離HPAIVは2021年～2022年の欧州株並びに2021年の西シベリア及び中国中南部での分離株に近縁なグループの2グループに分類された。さらに詳細を比較したところ、野鳥のみで分離されたHPAIV（H5N2亜型）を含め、24/25シーズンは少なくとも6つの遺伝子型のH5亜型HPAIVが国内に侵入していたことが明らかになった。

24/25シーズンに家きんから分離された5遺伝子型の代表的なウイルスとして、2例目、5例目、9例目、13例目及び28例目の分離ウイルスを用いた高濃度ウイルス量の経鼻感染試験では、接種した鶏は全て死亡し、平均死亡日数には遺伝子型による大きな差はなかった。また、24/25シーズンに検出されたG2d-0ウイルスの接種試験の結果は、2021年～2022年（以下「21/22シーズン」という。）以降毎シーズン検出されたG2d-0ウイルスの接種試験の結果と顕著な違いはなかった。

3. 侵入経路・侵入時期

24/25シーズンの発生農場で分離されたウイルス株の一部は、21/22シーズンから2023年～2024年（以下「23/24シーズン」という。）に確認された株の一部とすべての遺伝子分節が一致していたが、24年の春から夏にかけて野鳥の感染事例の報告がないこと、環境温度が高くなる夏季にウイルスが残存する可能性は低いと考えられることなどから、24/25シーズンに改めてウイルスが侵入した可能性が高いと考えられる。

農場へのウイルスの侵入については、野鳥の感染が広い範囲で起こったことのほか、続発事例においては、防疫作業時に羽毛や塵埃が飛散しやすいことがリスクとなった可能性も考えられた。

家きん舎への侵入経路については、作業着・長靴の交換、手指消毒の不徹底等や、家きん舎の壁面破損の修繕、家きん舎及び関連施設における防鳥ネットの設置等の不備があり、これらが感染リスクとなった可能性が考えられた。また、基本的な衛生管理が実施されていると考えられている農場においても発生が確認されており、これらの家きん舎への侵入経路については、ウイルスに汚染された羽毛、塵埃等の様々な可能性についても検証する必要があると考えられた。

4. 提言

近年の国内及び世界各地でのHPAIの発生状況等を考慮すると、本年も秋以降、国内にHPAIVが侵入する可能性が考えられる。また、6月中旬に北海道の野鳥でHPAI陽性事例が確認されるなど、野鳥における感染確認期間の長期化を考慮すると、春以降も家きんでの発生が継続するおそれがある。さらに、世界的なHPAIの流行により、20/21シーズン以降国内に侵入するウイルスの遺伝子型も多様化し、来シーズン侵入するウイルスの性状等を予測することはできない。これらを踏まえ、従来から行っている対策に加え、

- ① 24/25シーズン同様、9月中の防疫体制の整備とともに、11月～翌年1月を重点対策期間とした対策の徹底
 - ② 早期発見・早期通報の徹底
 - ③ 地域の農場が協力し衛生管理の水準の向上を図るとともに、農場周辺の不要な樹木の除去やため池の水抜きを行うなど地域一体となった対策
 - ④ 農場・家きん舎内へHPAIVを侵入させないため、外部事業者を含め衛生管理区域内での飼養衛生管理の徹底並びに防鳥ネットの適切な使用、鶏舎の適切な修繕及び死鳥・廃棄卵の適切な処分等による野鳥・野生動物の誘引防止
 - ⑤ 少なくともHPAIのシーズン中における、フィルター・不織布の設置、細霧装置の使用による塵埃を介した家きん舎へのウイルス侵入リスクの低減対策
 - ⑥ 防疫措置の速やかな実施及び防疫作業時のウイルス拡散防止措置の徹底
 - ⑦ 既発農場及び周辺地域における飼養衛生管理基準の徹底及び発生を想定した地域での準備
 - ⑧ 大規模農場における飼養衛生管理基準の徹底や塵埃対策等の実施及び発生に備えた分割管理の検討
- 等が重要である。

<目次>

2024年～2025年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書の概要について.....	i
1 はじめに.....	1
2 2024年～2025年シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生及び対応について.....	3
(1) 発生及び対応の概要.....	3
(2) 関係府省庁との連携、関係機関・団体等の協力.....	4
3 2024年～2025年シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生の特徴.....	5
(1) 海外における高病原性鳥インフルエンザの発生状況（2024年～2025年）.....	5
1) 概況.....	5
2) 東アジアでの状況.....	5
3) 欧州での状況.....	6
4) 北米での状況.....	6
5) 中南米での状況.....	6
6) アフリカでの状況.....	7
7) 南極での状況.....	7
8) オセアニアでの状況.....	7
9) ヒト以外のほ乳類での感染状況.....	7
<引用文献>.....	13
(2) 国内における家きんの高病原性鳥インフルエンザの発生状況.....	16
(3) 発生農場周辺における野鳥の調査.....	18
1) 方法.....	18
2) 調査結果.....	19
<引用文献>.....	27
(4) 国内における野鳥の高病原性鳥インフルエンザ感染状況.....	28
1) 野鳥感染の概況.....	28
2) 陽性確認事例数の推移.....	29
3) 野鳥の感染状況の特徴.....	31
<引用文献>.....	33
(5) 分離されたウイルス株の特徴.....	34
1) ウイルス遺伝子の特徴.....	34
2) ウイルス国内侵入・拡散経路の推定.....	37
4 総合的考察.....	41
(1) 発生の概要.....	41
1) 発生状況.....	41
2) 分離されたウイルス株の特徴.....	41
(2) 国内への侵入時期・経路.....	44
1) 昨シーズンからの継続発生であった可能性.....	44
2) 今シーズンの侵入時期・経路.....	44
(3) 農場・家きん舎への侵入経路.....	44
1) 農場周辺の野鳥や野生動物からの感染.....	44
2) 周辺の発生農場からの感染.....	45
(4) 家きん舎への侵入経路.....	46

5	2024年～2025年シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた提言..	47
(1)	重点対策期間.....	47
(2)	異状の早期発見・早期通報.....	47
(3)	地域一体の対策.....	48
(4)	農場における野鳥、野生動物の誘引防止.....	48
(5)	塵埃を介した家きん舎へのウイルス侵入リスクの低減対策.....	48
(6)	農場及び家きん舎への人・物を介したウイルスの侵入防止.....	49
(7)	防疫措置の速やかな実施、作業時のウイルス拡散防止措置の徹底.....	49
(8)	既発農場及び周辺地域における対策.....	50
(9)	大規模農場における対策.....	50
(10)	情報収集・調査研究（農林水産省、関係機関向け対策）.....	50
(11)	その他.....	51

7 消 安 第 3460 号
令和 7 年 9 月 8 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について

我が国における高病原性鳥インフルエンザについて、昨シーズン（渡り鳥が飛来する秋から翌年春までの期間をいう。以下同じ。）は、昨年9月30日に北海道で回収された死亡野鳥（ハヤブサ）から本病ウイルスが検出されて以降、本年6月17日までの期間で19道県227件の野鳥等での陽性事例が確認され、長期間にわたり家きん農場への本病ウイルスの侵入リスクが高い状態にあったと考えられました。

このような中、家きん農場においては、これまでで最も早い10月17日に発生が確認されて以降、本年2月1日までに14道県51事例が確認され、まん延防止のために約932万羽が殺処分の対象となりました。発生農場の地理的な分布としては、全国的に感染が認められたものの、全51事例のうち32事例は、1月2日から2月1日までにかけて確認された愛知県（13事例）、岩手県（4事例）及び千葉県（15事例）の家きん農場集中地域における連続発生によるものでした。また、全51事例のうち9事例が過去に発生した農場での再発、17事例が20万羽以上を飼養する大規模農場での発生であるとの特徴が見られました。

昨シーズンにおけるこのような状況を受け、地域の連続発生に的確に対処し、殺処分による影響をできるだけ減らすため、農林水産省では、本年4月に「鳥インフルエンザ対策パッケージ」を発表し、本パッケージに基づき、取組を進めているところです。

また、農林水産省では、発生事例の特徴や今後の対策への提言について、「2024年～2025年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」（令和7年7月2日高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム報告。以下「疫学調査報告書」という。）として公表しました。

疫学調査報告書の中で、衛生管理区域立入り時の手指消毒又は専用手袋着用、衣服・長靴の交換、家きん舎の壁面破損の修繕、家きん舎及び関連施設における防鳥ネットの設置等の衛生対策に関し不備が認められ、これらが感染リスクになった可能性が指摘されています。また、発生時の疫学調査の結果から、家きん舎に野生動物の侵入の痕跡がなく、家きん舎に出入りする人や物の衛生対策が相当徹底されている農場も認められ、ウイルスに汚染された粉じん、羽毛等（以下「^{じんあい}塵埃」という。）を介した家きん舎への本病ウイルスの侵入の可能性について指摘されています。

近年、アジア、欧州、北米、南米など世界的に高病原性鳥インフルエンザの流行

が続いていることを踏まえると、今シーズンも渡り鳥の飛来によって本病ウイルスが我が国に侵入する可能性は極めて高いことから、関係者が厳重に警戒し、本病の防疫対策を徹底する必要があります。

各都道府県においては、疫学調査報告書の内容も踏まえ、家きん飼養農場に対する発生予防の啓発や衛生管理対策の指導、発生に備えた防疫体制の整備等に取り組まれているところですが、既に北海道において渡り鳥の飛来が確認されており、これから本格的な渡り鳥の飛来時期を迎えるに当たり、下記について、関係部局、市町村、関係団体等とも連携して対応いただき、本病の発生予防及びまん延防止対策に万全を期すようお願いします。

記

1 重点対策期間

渡り鳥の飛来により新たなシーズンが始まることを認識し、渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には都道府県及び農場での防疫体制を整備すること。

また、渡り鳥の飛来時期を踏まえると、本年も10月から来年5月までは警戒を強める必要があるところ、近年の発生状況に鑑み、特に本年11月から来年1月までは重点対策期間として対策の徹底を図る必要がある。ただし、渡り鳥の飛来時期は地域によって異なるので、地域の実情に応じて重点対策期間を設定すること。

2 家きん飼養農場における異状の早期発見・早期通報

現在、世界的に流行しているH5亜型のウイルスは鶏に対して高い致死率を示す（高病原性）ことが分かっている。また、通報までに数日を要した事例では家きん舎内の環境材料からウイルスが検出されることが多く、通報の遅れはまん延リスクを高めると考えられる。これらを踏まえ、家きん飼養者に対し、毎日の健康観察を注意深く行い、飼養する家きん群の様子が少しでも普段の様子と比べて異なると感じたときは、仮に誘導換羽中であっても誘導換羽の影響であると即断せず、家畜保健衛生所へ早期通報するよう指導すること。

なお、鶏以外の家きんについては、死亡率の増加以外にも産卵率の低下、元気消失、神経症状等がみられる場合があることに留意すること。

3 農場における発生予防対策

家きん飼養農場における高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため、以下の取組により、農場における飼養衛生管理の向上及び対策の維持・継続を図るとともに、地域において本病のリスク低減対策を推進すること。

(1) 農場におけるウイルス侵入防止対策の強化

昨シーズンの発生事例においても、基本的な飼養衛生管理が十分に実施されていない事例が確認されている。農場へのウイルスの侵入防止対策について

は、適切な対策とその維持・継続が重要であることから、以下により、飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況の自己点検を実施し、その状況を農場指導に活用すること。

特に、飼養衛生管理区域又は家きん舎への出入り時の対策については、全ての農場従業員及び外部事業者を含む外来者が徹底するよう指導するとともに、野鳥や野生動物の対策については、家きん舎や堆肥舎、農場内の水場等での防鳥ネットや忌避テープの適切な使用、餌タンク・餌置場の清掃、集卵ベルトへのシャッターの設置、家きんの死体や廃棄卵の適切な処理、カラス対策としてテグス等を効果的に使用するなど、侵入防止だけでなく誘引防止についても指導すること。

・実施時期：令和7年10月から令和8年5月まで

・実施方法：飼養衛生管理者に対し、基本的な管理項目である次の7項目について毎月点検し、不備があれば改善するよう指導すること。

① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目13（17*））

② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
（項目14（18*））

③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目15（19*））

④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等（項目20（22*））

⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用（項目21（23*））

⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
（項目24（25*））

⑦ ねずみ及び害虫の駆除（項目26（27*））

（※改正後の飼養衛生管理基準の項目番号）

・報告：各都道府県において点検結果を取りまとめ、飼養衛生管理等支援システムにより毎月20日までに動物衛生課へ報告すること。

ただし、小規模飼養者（鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の飼養頭羽数が100羽未満の者、エミュー・だちょうの飼養羽数が10羽未満の者）の点検結果については国への報告は不要とする。

（2）ウイルス侵入防止対策の更なる向上の取組

飼養衛生管理基準の遵守状況については、家畜保健衛生所やかかりつけの産業動物獣医師等の有識者の第三者の視点や、飼養衛生管理等支援システムも活用して自らの農場の遵守状況を正しく理解・評価するよう指導し、飼養衛生管理の向上を図ること。

家畜保健衛生所においては、これらを活用してさらに積極的に飼養衛生管理の指導を行うとともに、改善指導した内容については、期限を設定して写真等により報告を求めるなど適切にフォローアップすること。

(3) 再発・密集地域における指導の強化

昨シーズンの発生事例のうち9事例は、過去に発生した農場の再発事例であったことを踏まえ、近年高病原性鳥インフルエンザの発生があった地域については、環境要因が揃っており発生リスクが特に高い地域であることを認識し、発生農場の経営再開時における飼養衛生管理の指導のみならず現在の対応状況を確認するとともに、周辺の農場に対しても重点的に指導すること。

また、飼養衛生管理基準の改正により、来年1月1日に指定される大臣指定地域（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣が指定する地域）においては、当該地域内での高病原性鳥インフルエンザの発生に備え、各農家が農場内を消毒するための消毒薬の備蓄や（4）の①に掲げる塵埃^{じんあい}対策の準備を行うとともに、農場周辺の野鳥の生息等の状況を把握の上、野鳥誘引防止対策を講ずることとなる。これを踏まえ、本年秋を目途に対象地域を事前に公表することとしており、対象地域の農場に対しては、これらの対策の計画的な実施の指導に努めること。

(4) 家きんの羽数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める大規模農場における対策

昨シーズンの発生事例のうち17事例は、20万羽以上の大規模農場であったこと、過去の症例対照研究においても、飼養規模が大きいことがリスク要因の一つであるとの結果であったことを踏まえ、飼養衛生管理基準に追加される以下の項目について、対象農場に対して指導すること。

① 塵埃^{じんあい}対策の実施

ウインドウレス鶏舎やその周辺において、入気口へのフィルター、不織布、遮光ネット等の設置、風向きを考慮した入気口の閉鎖、入気口や鶏舎内への細霧装置の設置、入気口や鶏舎周辺への散水や消毒薬の散布等の塵埃^{じんあい}対策の準備を進めるよう指導すること。（ただし、当該措置の実施により家きんの健康を害するおそれがあるときは、この限りではない。）

なお、本項目については、飼養衛生管理基準の改正により措置されるところ、来年10月1日に施行予定であるため、今シーズンについては、実施を義務づけるものではないが、可能な範囲で実施するよう指導することが望ましい。

② 農場の分割管理の検討

分割管理の導入に向けた検討を実施するよう指導すること。人員の不足や用地設備の確保ができないこと等により導入できない場合は、課題が解消された場合にどのように分割管理が導入できるかを検討するよう指導すること。

なお、本項目については、飼養衛生管理基準の改正により措置されるところ、本年10月1日に施行予定であることから、計画的な検討を指導すること。

4 農場周辺の水場、環境での野鳥及び野生動物対策の強化

(1) 農場の周辺環境におけるウイルスリスクの低減

昨シーズンの発生農場の近隣には、渡り鳥が飛来する干潟、河川、ため池等の水場や、野生動物の生息に適した雑木林等が多く観察されたほか、農場又は近隣にカラス等が誘引されたと見られる事例も認められている。このことを踏まえ、都道府県や市町村等地域が一体となって、以下の取組を推進すること。

- ①農場周辺のため池等の水場の水抜き、防鳥ネットや忌避テープの設置
- ②農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設やねぐら等の生息に適した環境がある場合は、当該状況を解消する取組。また、破卵及び家きんの死体について焼却等により適切に処理。
- ③農場周辺における野鳥等への安易な餌やりやそれに類する行為の中止

(2) 野鳥のサーベイランス

自然環境部局と家畜衛生部局が相互に連絡し、野鳥のサーベイランス体制を構築するとともに、野鳥等において本病のウイルスが確認された場合には、必要に応じて、周辺農場への立入検査、注意喚起及び家きんの健康観察の徹底の指導を行うこと。

5 疾病発生時の円滑な防疫措置

(1) 体制整備

高病原性鳥インフルエンザが発生した際に、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づく防疫措置を速やかに講じられるよう、初動対応や検査体制の確認、民間事業者も含めた防疫措置に必要な人員、資材、試薬、特殊自動車等の確保及び調達先との連絡体制の確認、埋却地、焼却施設等の確保状況の確認、都道府県内関係部局との調整、市町村、関係機関及び関係団体との連携の確認など、必要な体制を整備すること。

特に、飼養羽数にかかわらず、都道府県自ら対応可能な防疫体制を構築するなど、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫体制の見直しについて」（令和7年5月30日付け7消安第1555号）に基づく防疫体制の見直しを徹底すること。

また、疾病発生時における建設業、自動車運転者の時間外労働の上限規制については、「「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）における適用除外業務について」（令和4年12月27日付け4消安第5299号）及び「建設業における労働基準法第33条第1項又は第139条第1項の対象となる業務について」（令和5年12月27日付け5消安第5696号）の内容を踏まえ、関係事業者と連携の上、適切に対応すること。

(2) 作業時のウイルス拡散防止措置の徹底

防疫作業時は、多数の作業者が農場及び家きん舎に入るため、作業により舞った塵埃^{じんあい}を介した周辺農場への感染拡大、発生農場から逃げ出したネズミ等小動物を介した感染拡大の可能性も否定できないことから、特に家きん農場の集中地域における発生については、以下の取組を指導又は実施すること。なお、発生状況等に応じて、防疫作業に伴う病原体拡散防止対策を実施することは、殺処分の速さより優先される場合があることに留意すること。

- ①家きん舎内の塵埃^{じんあい}が排気により舎外へ拡散することを防止する取組
- ②家きんの舎外への持出しによる羽毛の拡散を防止するため、殺処分及び死体の袋詰めを可能な限り家きん舎内で行った後に、消毒をする等した上で持ち出す取組
- ③ネズミ等小動物を介したウイルスの拡散を防ぐ取組
- ④公道上における防疫措置に係る人や物資の輸送ルートと、周辺農場への資材の輸送ルートの交差を極力避ける取組

以上